平成２４年（フ）第１２号
愛知県春日井市上条町１丁目16番地１　ロジュマン春日井308号
破産者　松崎　全男
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２２号
愛知県豊明市前後町仙人塚1736番地216
破産者　岩波　かよ
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７３号
名古屋市守山区喜多山南10番10号
破産者　森　　勇人
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９０９号
名古屋市西区山木２丁目98番地　メゾン山木Ⅱ203号
破産者　廣瀬　洋一
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７７７号
広島市安佐南区長束西２丁目19番17号
破産者　田中　征洋
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２９号
広島県安芸郡海田町稲葉10番41号、破産手続開始決定時の住所広島県安芸郡海田町三迫３丁目８番14―９号
破産者　藤原スチールこと　藤原　博孝
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０号
北海道滝川市幸町３丁目７番29号
破産者　中川日出吉
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
山形県寒河江市大字白岩112番地の44
破産者　木村　　彰
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６号
山形県南陽市宮内1155番地　和泉町貸家Ａ棟、前住所山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1461番地８
破産者　木口　純一
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第３８号
山形県南陽市宮内1155番地　和泉町貸家Ａ棟、前住所山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1461番地８
破産者　木口由美子
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第４９号
山形県米沢市御廟３丁目13番29号
破産者　高橋　ユリ
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２２１号
群馬県太田市大原町801番地20
破産者　中島　隆之
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６１０号
金沢市畝田東１丁目66番地、従前の住所金沢市示野町西63番地２
破産者　勝目　宗孝
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１２５号
石川県白山市鶴来知守町卯８番地12
破産者　蔦　佐知子
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１８０号
金沢市大浦町ヘ190番地、従前の住所金沢市大浦町ヘ228番地１
破産者　藪内　奈美
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５号
石川県鳳珠郡能登町字宇出津ハ字73番地３
破産者　中町　康弘
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第１４１号
長野市大字南長池723番地４
破産者　笠原　直也
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６号
長野県上水内郡信濃町大字柏原2528番地３
破産者　中村　正彦
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係